

港区クーリングシェルター（港区ひと涼みスポット）応募要項

1 趣 旨

改正気候変動適応法^{※1}において、熱中症特別警戒情報（以下、「熱中症特別警戒アラート」という。）^{※2}発表期間中には、市町村が定めた指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を開放することとされています。

区では、熱中症による健康被害を防止し、区民の生命と健康を守るため、区内の公共施設や民間施設をクーリングシェルターとして指定することを推進しています。

併せて、熱中症特別警戒アラートが発表されていない場合においても、暑さをしのぐ場所（以下、「港区ひと涼みスポット」という。）として当該施設を開放することをお願いしています。

つきましては、以下のとおり、区と共に熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

2 応募要件

以下の（１）施設要件、（２）運用要件を満たす施設を指定します。

（１）施設要件

- ア 適当な冷房設備^{※3}を有すること
- イ 熱中症特別警戒アラートが発表された時は、あらかじめ公開する開放可能日時において、当該施設を開放することができること
- ウ 滞在の用に供すべき部分について、必要かつ適切な空間^{※4}の確保ができること
- エ 当該施設の指定場所が、無料で利用可能であること
- オ 休息用の椅子やソファ等が設置されていること（既設のもので可。）

（２）運用要件

- ア 環境省の熱中症警戒アラート等メール配信サービス^{※5}に登録し、環境省

から「熱中症特別警戒アラート」が発表された際に、速やかに情報を入力できること

- イ 各施設の出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルター案内、ポスター等の掲示をできること
- ウ 提供が可能な場合には、飲料の提供ができること
- エ 区へクーリングシェルターの利用状況の報告ができること
- オ 熱中症特別警戒アラート発表時以外でも、涼をとるために来訪する区民等の受け入れができること
- カ その他、問合せがあった場合、当該施設のクーリングシェルター供用部の場所や飲料購入場所等の案内ができること

3 開放期間

毎年4月第4水曜日～10月第4水曜日（熱中症警戒アラート運用期間※⁶）に施設を開放する。ただし、開放期間中に協定書を締結した場合は、締結日から開放とします。

開放の具体的な日、時間等は各施設の実情に応じて定めるものとします。

4 募集期間

随時募集します。

なお、当該年度の熱中症警戒アラート運用期間を過ぎた場合は、次年度からの運用として受け付けますが、当該年度に応募は可能です。

5 応募方法

別紙の応募用紙に必要事項を記載の上、港区環境リサイクル支援部環境課まで持参、郵送、電子申請のいずれかの方法で提出してください。

●持参、郵送の場合

「港区クーリングシェルター（港区ひと涼みスポット）応募用紙」に必要事項を記入の上、提出してください。応募用紙は、下記URLまたは窓口にて

て配布しています。

【応募用紙ダウンロード先】

<https://www.city.minato.tokyo.jp/kankyouseisaku/coolingshelter.html>

【持参、郵送先】

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区役所 環境リサイクル支援部 環境課 環境政策係

クーリングシェルター担当 宛

●電子申請

下記フォームにて、必要事項を記入の上、申請してください。

「港区クーリングシェルター（港区ひと涼みスポット）応募フォーム」

<https://logoform.jp/form/Mt5V/810810>

6 提出後の流れ

応募用紙の提出後の流れは、次のとおりとなります。

- (1) 港区と施設管理者で協定内容の確認
- (2) 協定の締結
- (3) クーリングシェルター及び港区ひと涼みスポット施設情報の公表（区ホームページ等）
- (4) クーリングシェルター及び港区ひと涼みスポットの運用開始

7 物資の配布及び情報の提供

区は、クーリングシェルター及び港区ひと涼みスポットに対し、次のとおり、物資の配布及び情報提供を行うものとします。

- (1) クーリングシェルター及び港区ひと涼みスポット案内ポスターやロゴマークの配布
- (2) 熱中症予防に関する啓発資料の配布

8 その他

公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、区が不相当と認める場合は、

クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

9 問合わせ先

〒105-8511 港区芝公園 1-5-25

港区役所 環境リサイクル支援部 環境課 環境政策係

電話：03-3578-2487（直通）

- ※1 気候変動適応法・・・地球温暖化などの気候変動に対する適応を推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律のこと。
- ※2 熱中症特別警戒アラート・・・熱中症による重大な健康被害が生じる恐れがある場合に発表される、熱中症警戒アラートより一段上の情報。
- ※3 適当な冷房設備・・・定期的にメンテナンスがされており、施設の実情や規模に応じた適切な機能を有した冷房設備のこと。
- ※4 必要かつ適切な空間・・・受け入れることが可能であると見込まれる人数に応じた一人当たり滞在することが可能な空間が適切に確保されていること。（10人であれば10人、5人であれば5人が、地域やクーリングシェルターの状況に応じて、同時に適切に滞在できる空間が確保されていること。）
- ※5 熱中症警戒アラート等メール配信サービス・・・環境省が運営するメール配信サービス。熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートの発表時に登録したメールアドレスに連絡がある。詳細は以下の、「熱中症予防サイト 熱中症警戒アラート等のメール配信サービス（無料）ページ」をご覧ください。
URL：https://www.wbgt.env.go.jp/alert_mail_service.php
- ※6 熱中症警戒アラート運用期間・・・暑さ指数（WBGT）をもとに熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、熱中症警戒アラートが発表される期間のことで、気象庁及び環境省において定めている。